

## 年金記録確認中央第三者委員会の事案の制度別・類型別分析（概要）

（平成 21 年 6 月「年金記録確認第三者委員会報告書」より抜粋）

## 1) 国民年金

## ① 中央委員会の国民年金事案の内訳（平成 21 年 3 月 31 日現在）

申立件数	269 件
処理件数	262 件
うち、あっせん件数	174 件
訂正不要件数	88 件
取下件数等	7 件

## ② あっせん事案

## i) 現年度・過年度納付に係る事案（あっせん 96 件）

（判断事由の上位 3 項目、重複あり）

- 申立期間以外の残余の期間は納付済み 66 件
- 申立期間が 2 年以内 56 件（うち 1 年以内 39 件）
- 申立期間の前後が納付済み 53 件

（注）

- 1 申立期間につき、手帳記号番号の払出時期を前提とすると時効により保険料の納付が困難であるものは除く。
- 2 申立期間が 2 年以内の事案のうち、
  - ・ 申立期間が 1 年以下の事案は、明らかに反する事情がない限り、あっせん傾向。
  - ・ 申立期間が 1 年超 2 年以下の事案は、その前後が納付済みであり、かつ、申立期間以外に未納がない等の事由も併せて考慮して、あっせんの方向。
- 3 申立期間の前後が納付済みの事案は、申立期間以外に未納がないという事由に加えて、申立期間が 2 年以下、申立期間が 1 回であることという事由も併せて考慮して、あっせんの方向。

## ii) 国民年金手帳記号番号の払出時期を踏まえると納付が困難な事案（あっせん 33 件）

申立人が所持するものと別の番号が払い出されていた可能性があるか等の観点から検討しており、以下の事由を総合的に考慮している。

- (A) 申立期間についての加入や納付に係る具体的な供述があること
- (B) 裏付けとなる具体的な事情があること（同居親族の納付状況、証言等）
- (C) 申立期間後に未納がないこと
- (D) 納付方法等に関する申立内容に不自然さがなく
- (E) 手帳記号番号の払出日前に、申立人の納付記録を進達した記録が確認できるなどの積極的事情があること

iii) 特例納付に係る事案 (あっせん 38 件)

あっせんに至った事案については、以下の事由を総合的に考慮している。

- (A) 特例納付を行った時期が、特例納付できる期間内であること
- (B) 納付した金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致していること
- (C) 納付を行った時期は、記録上強制加入期間とされていたこと
- (D) 納付後には未納がないなど、申立内容に不自然さがないこと
- (E) 裏付けとなる具体的な事情があること (預金通帳、証言等)

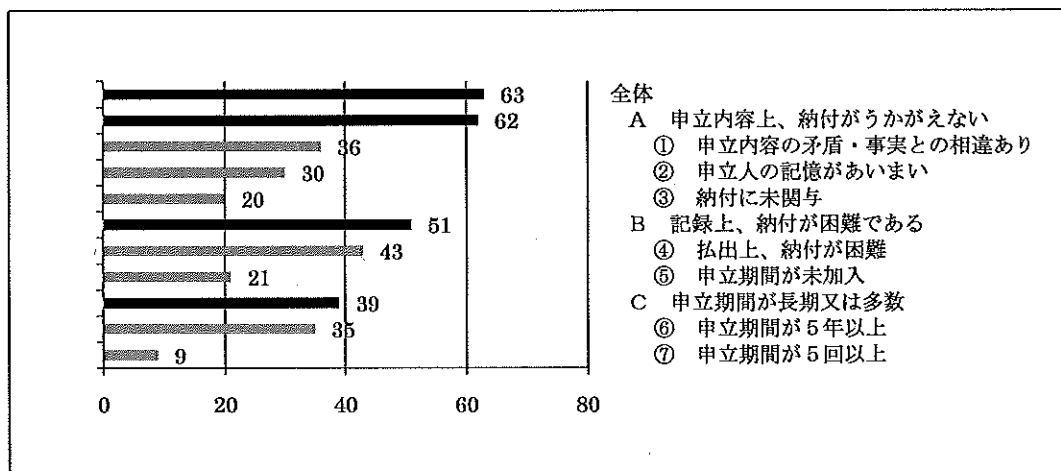
(このほかに、追納、付加保険料納付に係る申立てが 3 件、免除、還付に係る申立てのあっせんが 12 件ある。)

③ 訂正不要となった事案の分析

○ 現年度・過年度納付に係る事案 (訂正不要 63 件)

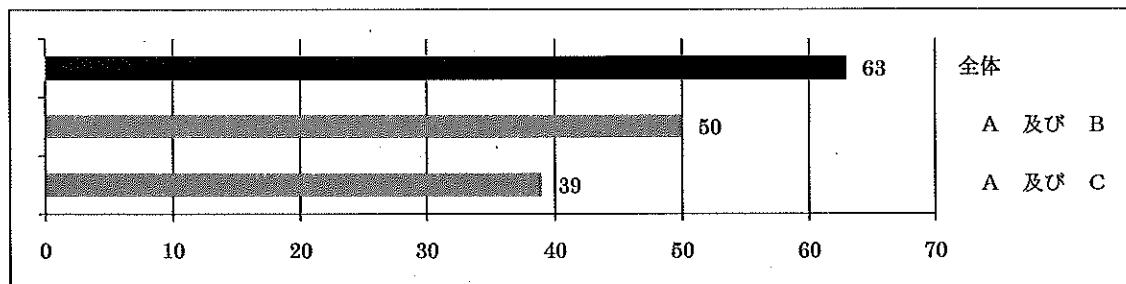
主な判断事由は、下図のとおりである。

(件 重複する事案あり)



訂正不要となった事案の判断事由の組合せに着目すると下図のとおり。

(件)



(注) 重複する事案がある。なお、Aは図8の「A 申立内容上、納付がうかがえない」、Bは「B 記録上、納付が困難である」及びCは「C 申立期間が長期又は多数」をそれぞれ表す。

## 2) 厚生年金

## ① 中央委員会の厚生年金事案の内訳 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

申立件数	236 件
処理件数	230 件 (313 件)
うち、あっせん件数	158 件 (177 件)
うち、厚生年金保険法に基づくあっせん件数	53 件 (55 件)
厚生年金特例法に基づくあっせん件数	108 件 (122 件)
訂正不要件数	72 件 (136 件)
取下件数等	6 件

(注 1) 申立件数には、事業主等から一括で申し立てられた事案 1,631 件 (あっせん 1,630 件、取下げ 1 件) を除く。

(注 2) 両法によるあっせんを行った事案 (3 件) は重複計上。

(注 3) 括弧内の件数は、同一事案中に複数の申立てを含む場合、申立てごとにそれぞれ 1 件とした総件数を計上している。

## ② 厚生年金保険法に基づくあっせん事案の分析

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の判断事由については、下図のとおり分類でき、該当すると認められる事実が確認されれば、基本的にあっせん方向。  
(件、%)

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の事由	件数	
	件数	割合
全体	55	
事業所全廃後に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	8	14.5
遡及して資格取得日等に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	9	16.4
申立人に係る社会保険事務所の記録から、社会保険事務所が処理を誤ったと認めたもの	22	40.0
申立人に係る厚生年金基金の記録から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	8	14.5
申立人に係る事業主保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	1	1.8
申立人保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出等を行っていたと認めたもの	1	1.8
「基礎年金番号未統合の被保険者記録」等を確認したもの	3	5.5
その他	3	5.5

## ③ 厚生年金特例法に基づくあっせん事案の分析

申立人が申立期間における勤務の実態、給与から保険料を控除されていたかどうかを調査審議している。

## i) 厚生年金特例法に基づくあっせん事案の判断事由

中央委員会における厚生年金特例法に基づくあっせん事案の保険料控除の判断事由は、おおよそ以下のとおり分類できる。

(A) 保険料控除を裏付ける資料があったもの (45 件)

給与明細書、源泉徴収票など申立てに係る保険料控除があったことを示す関連資料があった事案については、すべてあっせんしている。

(B) (A) 以外の資料や周辺事情等から保険料控除を判断したもの (68 件)

給与明細書等の保険料控除を裏付ける資料がなく、それ以外の資料、周辺事情等から保険料の控除を判断したものは以下のとおりである。

a 同一企業内の転勤 (内部異動) 等に伴う加入期間相違の事案 (26 件)  
勤務が継続していることについて、確認できる資料がある場合や事業主、同僚等から供述が得られた場合には、原則としてあっせんしている。

b 同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違以外の事案 (42 件)  
申立人の勤務形態や業務内容から、厚生年金の適用対象であったと考えられるか、勤務形態や業務内容の変更がなかったか等についての判断を行っている。あっせんした事案を分類すると以下のとおり。

ア 事業主、同僚等から、判断の事由となる供述が得られたもの (25 件)  
(主な供述の例)

○事業所における適用の方針についての供述

(雇用保険の加入と同時期に資格取得させていた等)

○申立人は加入対象者であった、もしくは勤務形態等について記録のある期間と変化がないとの供述

(・申立期間と記録のある期間とで申立人の所属部署や業務内容に変更がなかった。

・事業所は、全員加入が原則との供述があり、申立人が記憶する社員総数と記録のある者の数がほぼ一致している。 等)

イ 申立人の同僚の加入状況 (記録の有無) から保険料控除があったと判断したもの (11 件)

アに例示した事業主等の供述が得られない場合では、同僚の加入状況から、申立人が厚生年金の加入対象者であったと考えられるか検討。

(あっせんの根拠例)

○同じ職場の同僚は、申立人以外全員が申立期間継続して記録がある。

ウ その他、健康保険組合等他制度と厚生年金の間で、同僚の加入状況を比較した結果、当該他制度に申立人の記録があったことをあっせんの根拠とした例等がある。(6 件)

(C) 標準報酬月額相違の事案 (9 件)

申立人の給与明細書等により申立てに合致する保険料控除が一部の期間でも認められれば、あつせんに結びついている。また、申立人が給与明細書等を保管していない期間についても、同僚の給与明細書等に記載された保険料控除の額が肯定的な周辺事情として認められる場合もある。

④ 訂正不要となった事案の分析

i) 訂正不要とした判断事由

中央委員会における訂正不要とした事案の保険料控除がなかったとした判断事由は、おおよそ以下のとおり分類できる。

(A) 保険料控除がなかったことを裏付ける資料があつたもの (12 件)

関連資料から保険料控除がなかったことが確認できた申立てについては、訂正不要と判断している。

(B) (A) 以外の資料や周辺事情等から保険料控除がなかったと判断したもの (118 件)

厚生年金の適用事業所の届出が行われていない事業所の事案に加え、事業主、同僚等から申立人が厚生年金の加入対象でなかったことを裏付ける供述が得られたものが多くなっている。

a 厚生年金の適用事業所の届出が行われている事業所の事案 (65 件)

ア 事業主、同僚等から、判断の事由となる供述が得られたもの (27 件)  
(主な供述内容)

○ 事業所における適用の方針についての供述

- ・ 入社後一定期間は加入させていなかった。
- ・ 請負社員であつた者は、当初は加入せず入社後 2～3 年経た時点で正社員になるルールがあつた

○ 申立人が加入対象者でなかったことについての供述

- ・ 申立期間当時、申立人が加入を希望しなかった。

イ 申立人の同僚の加入状況 (記録の有無) から保険料控除がなかったと判断したもの (14 件)

アに例示した事業主等の供述が得られない場合は、申立人の同僚の加入状況から申立人が厚生年金の加入対象者であつたと考えられるかを検討する。

(主な判断理由)

- 勤務の実態と加入記録が一致していない同僚が多数存在し、申立人の保険料控除が推認できない。
- 複数の同僚が入社後一定期間経過後に資格取得している。
- 申立人と同じ事情にあったと考えられる同僚に加入記録がない。

ウ その他の周辺事情から保険料控除がなかったと判断したもの(15件)  
アに例示した事業主等の供述がなく、同僚の勤務状況等も不明な場合において、申立期間において厚生年金基金等の記録がない、国民健康保険の加入記録がある等の周辺事情があることから、訂正不要としたものがある。

エ 制度上、厚生年金保険の対象とならないと判断したもの(4件)  
厚生年金制度上、被保険者とならない(個人事業所の事業主等)ことから訂正不要としたものがある。

b 厚生年金の適用事業所の届出が行われていない事業所の事案(34件)  
申立てに係る事業所が、厚生年金の適用事業所になる届出を行っていない事案は、給与明細書等により控除されていた保険料額が確認できる場合を除き、これまでのところ、訂正不要と判断している。

- c その他(適用事業所か否かが不明なもの等)(19件)
- ア 事業主、同僚等で申立人を記憶している者がいない。
  - イ 勤務していた事実は推認できるが、期間や内容が確認できない。
  - ウ 勤務していた事实在が推認できない。

(C) 標準報酬月額相違の事案(6件)

実際に控除されていた保険料額を認定するが、申立人の給与明細書等から、社会保険庁に記録された標準報酬月額に対応した保険料が控除されていることが確認できたものは、訂正不要と判断している。また、申立期間に係る給与明細書等がなく、他に保険料控除に関する証言等も見つからなかった場合など実際に控除されていた保険料額を認定するのが困難な事案は、これまでのところ訂正不要と判断している。

## 3) 脱退手当金

## ① 中央委員会の脱退手当金事案の内訳 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

申立件数	311 件
処理件数	299 件
うち、あっせん件数	90 件
訂正不要件数	209 件
取下件数等	12 件

## ② あっせん事案の分析

あっせんに至った事案の主な判断事由 (該当数が上位の項目) については、以下のとおりである。

## (i) 申立人本人が請求したとは考え難い事情

- 支給された日前の厚生年金保険の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。
- 支給決定当時又はその後まもなく国民年金、厚生年金等に加入し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。
- 改姓後おおむね 6 か月程度を超えて支給決定がなされているが、被保険者名簿等において、改姓されていない。

## (ii) 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情

- 資格喪失後おおむね 1 年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。
- 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に、脱退手当金の支給記録がない。
- 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。

## (iii) 事務処理上、脱退手当金の支給記録を疑わせる事情

- 支給されたとする脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。
- 脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。
- 支給記録がある同僚の被保険者名簿等には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るものにはない。
- 被保険者名簿等の氏名又は生年月日が申立人のものとは異なっている。

(あっせん事案の判断事由)

ほとんどの事案が複数の事由をもって結論付けられるに至っている。

i) 本人請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれもがある事案 (あっせん 46 件)

申立人本人の請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれもが認められる事案は、あっせんの方向となっている。ただし、他の関連資料又は周辺事情から本人請求や代理請求が行われたと考えられる場合には訂正不要となっているものもある。

ii) 本人請求が考え難い事情が複数ある事案 (あっせん 31 件)

申立人本人の請求が考え難い事情が複数認められる事案は、あっせんの方向となっている。ただし、他の関連資料及び周辺事情から、本人請求や代理請求が行われたと考えられる場合には訂正不要となっているものもある。

iii) 支給記録を疑わせる有力な事情がある事案 (あっせん 19 件)

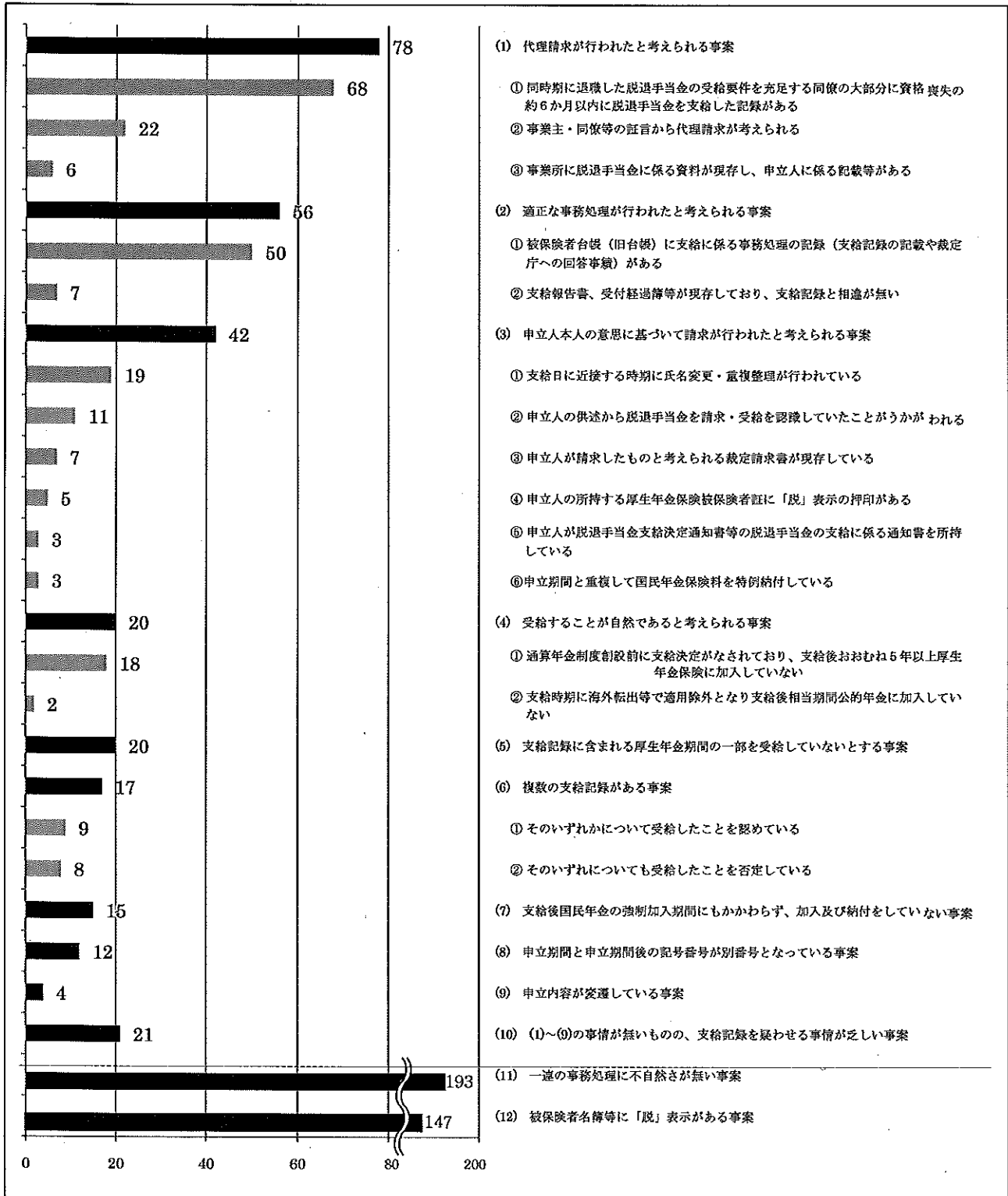
以下の事由を有する事案は、すべてあっせんとなっている。

- (A) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない。(7 件)
- (B) 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)(5 件)
- (C) 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。(4 件)
- (D) 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。(3 件)

③ 訂正不要となった事案の分析

訂正不要となった事案の主な判断事由については、下図のとおり、支給記録を疑わせる事由が無いか乏しかったことから、訂正不要との判断に至っている。大多数の事案において、一連の事務処理に不自然さがないこと、被保険者名簿等に脱退手当金の支給を示す表示があることの事由がみられるほか、これらの事由に加えて、下図に掲げる他の事由も考慮している。





(注) 重複する事案がある。

これらの事由がある場合、訂正不要の傾向となっているが、支給記録を疑わせる有力な事情がある場合や、本人請求が考え難い事情及び代理請求が考え難い事情のいずれの事情もある場合などは、これらの事情との総合考慮によりあつせんとなっているものもある。